

全建事発第 092 号  
令和元年 10 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
〔公 印 省 略〕

令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う  
建設業法上の特例措置等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、本会に対し別紙のとおり通知がありました。

令和元年度 10 月 10 日に発生した台風第 19 号については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律（以下「権利利益保全法」という）に基づき、10 月 18 日付けで公布・施行された令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害、及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令、及び同日付け国土交通省告示第 720 号に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置、及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなっております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【添付資料】

- ・国土交通省通知文 一式

担当) 事業部 福田  
電話:03-3551-9396  
FAX:03-3555-3218  
メール:[jigy@zenken-net.or.jp](mailto:jigy@zenken-net.or.jp)